

## 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令の概要

### 1 改正の理由

通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みを禁止する電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 27 条の 3 の規律の見直しを行うための「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 5 年総務省令第 80 号）が施行されたことに伴い、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）について、所要の規定の整備を行う。

### 2 改正の概要

改正事項及びその概要は以下のとおり。

#### ① 継続利用割引等の提供状況に関する報告内容の改正

【改正を行う条項】

報告規則第 2 条の 7、様式第 20 の 8

【改正の内容】

継続利用割引の定義の見直しを踏まえた規定の改正をするもの。

#### ② 対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況に関する報告内容の改正

【改正を行う条項】

報告規則第 4 条の 5、様式第 23 の 5

【改正の内容】

規律の対象となる端末代金の値引き等の利益の提供の条件が見直されたことを踏まえた規定の改正をするもの。

#### ③ 在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況に関する報告内容の改正

【改正を行う条項】

報告規則第 4 条の 6、様式第 23 の 6

【改正の内容】

上記②の例外規定のうち、周波数移行の特例に関する規定が削除されたことに伴い、報告規則から当該特例に関する規定を削除するもの。

### 3 施行期日

公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。